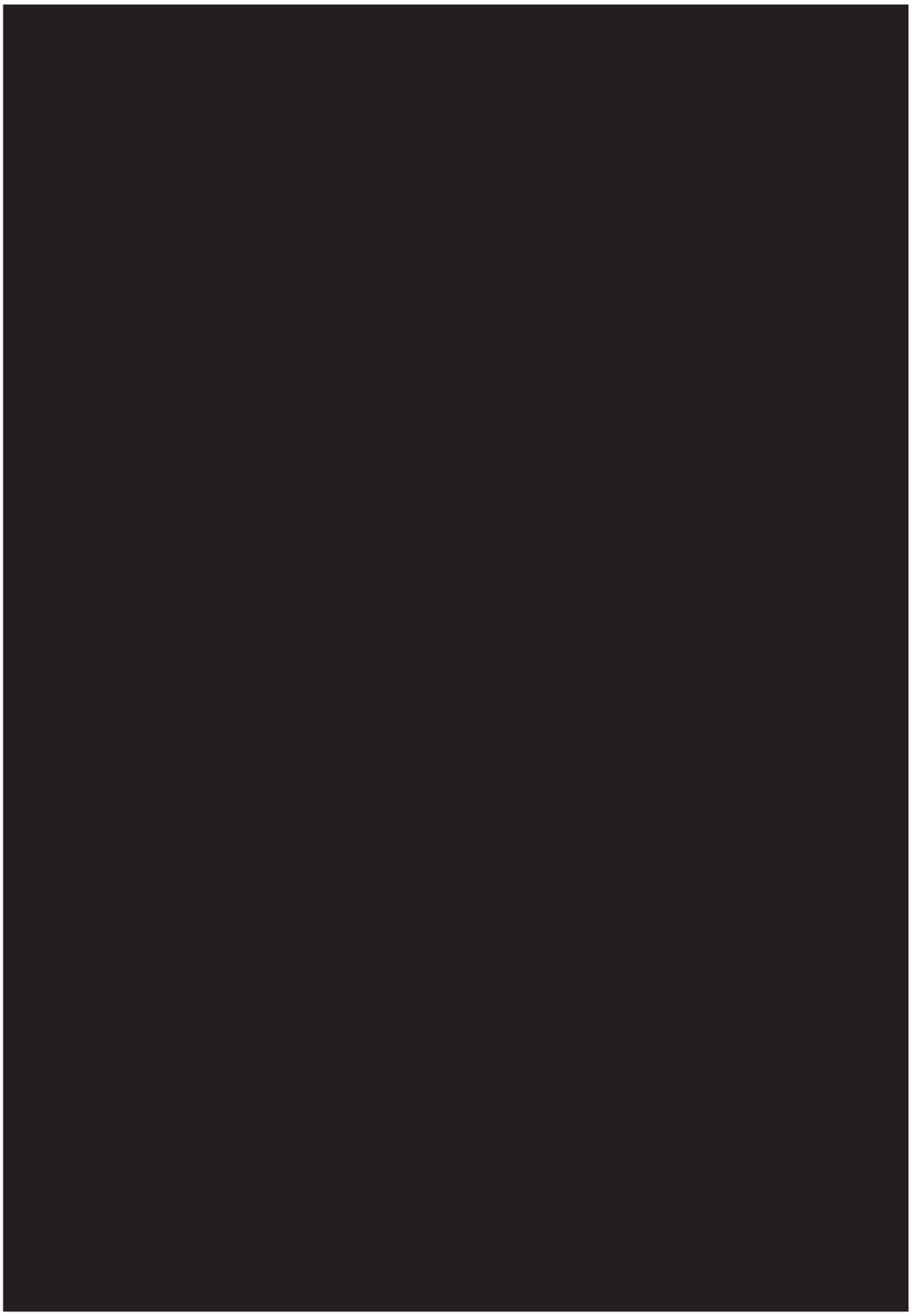
奈良・西大寺「塔本四仏」覚書
――奈良時代の塔本造像におけるその意義――

A Note on *the Four Buddhas Images* of Saidaiji Temple, Nara: Considering the Significance of the Four Buddhas Images Enshrined in the First Storey of Nara Period Pagodas

津田徹英
Tsuda, Tetsuei

はじめに

「四方四仏」というとき、すぐに想起されるのは空海が入唐留学を経て日本に伝えた密教において、大日如来を中心に据えて、その四方に配される四仏のことである。それには金剛界と胎蔵の二様がある。その現存最古の遺例には、前者については京都・安祥寺五仏（五智如来）像（九世紀中頃）のそれがよく知られており、後者については遺例に恵まれず千葉・正延寺五仏像（十一世紀初頭）のそれが最古とみられる。もとより奈良時代においても「四方四仏」は存在した。その遺例と考えられるのが本論でとり上げようとする奈良・西大寺の「塔本四仏」と称される尊像群である（以下、西大寺四仏像、挿図1）。ここで言うところの「塔本」とは多層塔の初層部（塔基）を指し、「塔本四仏」というとき、それは塔初層の内部中央に設置された方形の壇上において、各々背を向けつつ四方の開口部（扉）に向けて各一安置される如来坐像のことを指す。西大寺四仏像は、寺家において伝承されてきた尊名とは別に、釈迦・薬師・阿弥陀・弥勒の各如来をあらわすと解されることが近年の大勢を占める（後述）。ただし、そのように認識される根拠は何なのか、はたしてその認識が西大寺四仏像の理解に当てはめて適切なのかどうか。もしそうでないとするならば、西大寺四仏像の当初の尊名はそれぞれ何であり、どのような構想のもとでの造顕・安置であったかなど明らかにすべき点は少なくない。本論は西大寺四仏像が一具として八世紀末の造顕であることを確認しつつ、それらがどのような構想のもとでの造顕であり、本来の尊名は何であったかということ



について私見を述べようとするものである。

一、奈良時代における塔本安置像の諸相（概観）

ここであらかじめ奈良時代の多層塔の塔本にどのような尊種をもって尊像が安置されていたかについて概要をおさえておくことにしたい。そのことについては早くに毛利久氏の包括的な研究があり[1]、さらに在地における出土遺例については、群馬・山王廃寺出土の塔本塑像についての専論でありながら、広く各地の出土遺例を視野にいれた松田誠一郎氏の研究がある[2]。これらの先行研究に導かれながら、奈良時代の塔本安置の尊像がどのような主題をもってあらわされていたかについて、南都の事例を中心に概観しておくと以下の通りである。ただし、その具体的内容を知り得る現存の遺例はきわめて少なく、また、史料上においてもそのことを知り得る事例は限定的である。

(1) 法隆寺五重塔

奈良時代に遡る多層塔のうち、塔本における尊像安置の様相が視認できる遺例というとき、それは和銅四年（七一一）造顕の法隆寺五重塔（以下、法隆寺塔）の塔本塑像ということになる[3]。それは四方ともに壇上一面に塑土を盛って山岳表現をともなった巌窟をつくり、群像を安置している。天平一九年（七四七）撰上の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の記載にしたがうならば、東面は「維摩詰」、南面は「弥勒」、西面は「分舎利仏」、北面は「涅槃」の各場面ということになる[4]。このような場面の取り合わせは他に類例がなく、独自の識見をもって四場の選定がなされたようである。想像を逞しくするならば、この四場は、文殊・維摩の問答を通じての真理としての仏法の呈示（東面）と、仏法を説いた釈迦の肉体としての非永続性（北面）、その後の舎利分割に象徴される仏法の各地への伝播（西面）、仏滅後五十六億七千万年先の弥勒成仏に至る仏法の永続性とその後の担保（南面）を、右匝一巡のうちに四場のパノラマで示そうとしたようにも解される。各場は仏典が伝える説話を踏まえた群像であった[5]。

(2) 薬師寺三重塔（東西双塔）

これに次ぐのは残欠ながら奈良・薬師寺三重双塔の塔本塑像群である。この双塔は東塔のみが創建時の塔影をよく伝えており、各層に裳階をともなう。西塔は昭和五十五年（一九八〇）に東塔に倣って復原されたものである。東塔の創建については『扶桑略記』にしたがうならば天平二年（七三〇）ということになる[6]。西塔の創建については拠るべき史料が見当たらないが、西塔の塔址から出土した塔本塑像とみられる残片類等の存在を視野に入れるならば、創建は東塔と同時期もしくはさほど時を隔てない頃とみて大過ないであろう[7]。この双塔の形式は韓半島の統一新羅時代の寺院伽藍における事

例に倣ったものとみなされており[8]、藤原京薬師寺（本薬師寺）の東西両塔が日本における双塔の嚆矢とされている[9]。平城京に出現した薬師寺の双塔も、本薬師寺の前例を踏襲したようである。創建時の面影を残す東塔の塔本安置の諸尊（現状）は後のものに入れ替わっており、創建時の様相を留めていないが、西塔址から出土した塑像の残片群の存在と相まって、大江親通が保延六年（一一四〇）に南都諸寺院を巡拝した際の見聞を記し留めた『七大寺巡礼私記』の記述に拠ってみるならば、東塔には仏伝の「入胎」「受生」「受楽」「苦行」の四場面が、西塔には同じく仏伝の「成道」「転法輪」「涅槃」「分舎利」の四場面があらわされていたことになる[10]。『七大寺巡礼私記』には併せて「山川嶮之峡、巌洞曲折之路、皆奇妙也」と記されており[11]、法隆寺塔同様に山岳表現をともなう巌窟を塔本に造成して、そのなかに塑像群が安置されていたということであろう。

(3) 大安寺七重塔（東西双塔）

同じく双塔で造顕をみた大安寺七重塔は現状、礎石を留めるに過ぎない。発掘による遺構や出土瓦等から判断して奈良時代に遡るとされている[12]。ただし、天平十九年（七四七）の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には記載がないところから以降の建立であったといえよう[13]。『続日本紀』天平神護二年（七六六）十二月己酉（二十八日）条には大安寺東塔への落雷記事があり[14]、これ以前の着工とみることができる[15]。『七大寺巡礼私記』に拠ってみるとき、東塔の塔本には勝鬘夫人の出家の態、すなわち「一比丘立二夫人ノ後一、以二左手一押二夫人ノ頂一、右手ニ取二利刀一安二夫人ノ頂上一之躰」があらわされていたという[16]。それは『大宝積経』巻一一九「勝鬘夫人會第四十八」に説かれる逸話を踏まえての造形であったようである[17]。『七大寺日記』にしたがえば、それらは木像であったというが、この時期の塔本安置の尊像が専ら塑像であったことを思えば異例であるといえよう。かつ、塔本に木彫像を安置するという点において西大寺塔本四仏の先蹤となり得るかどうかは当該の尊像が現存しないので、いささか慎重にならざるを得ない。なお、西塔については『七大寺巡礼私記』に礎石を残すばかりと記されており、平安後期には退転していたことが知られる[18]。

(4) 興福寺五重塔

ここでいうところの興福寺五重塔は、現存の五重塔を指すものではない。『興福寺流記』所引の「宝字記」の記載にしたがうならば[19]、それは光明皇后の発願になり、天平二年（七三〇）の建立と伝え、規模は「高十五丈一尺」であったという。併記引用をみる「天平記（天平十六年記）」には「不注所安佛等」と記すところから、塔本への尊像安置は建立時より遅れたようであり[20]、「宝字記」にしたがうと、塔本の東面には「薬師浄土変」、南面には「釈迦仏浄土変」、西面には「阿弥陀浄土変」、北面には「弥勒浄土変」があらわされていたという。各浄土変の主尊については立坐の別を明記しないが、いず

れも坐像であったと考えるのが穏当であろう。[21] それらは各方ともに両脇侍菩薩ほか複数の諸尊像をともなう群像表現をもってあらわされていた。[22] ただし、それらの材質については不明である。

(5) 元興寺五重塔

塔本に「四方浄土変」を安置する事例は興福寺五重塔にとどまらない。元興寺五重塔においてもそうであった。建立の時期は明確でないが、塔址から鎮壇に供したとみられる神功開宝が出土しており、これが鋳造された天平神護元年（七六五）を遡らず、称徳・光仁両朝頃の建立と推定されている。[23] 塔本の安置仏については『七大寺巡礼私記』に言及があり、これに拠ってみると「安四方浄土之相、其佛菩薩之様不可思議也、疊嶮岨之山、置曲折之道、凡言語同断也」とあり、[24]「浄土之相」と記されることを思うと各方三尊に留まらない群像であったようである。また、同人が嘉承元年（一一〇六）の巡拝にもとづいて著わした『七大寺日記』元興寺の条には「塔基四方浄土造様、山タヽミタル様、幷佛造様、スハマノツクリ様、柱繪等尤神妙也、可見、但、北方ノ弥勒ノ浄土佛綵色テヽ、余ノ三方ノ佛ハ金色也、其弥勒ノ綵色ナル不得心、未子細不審也」と記している。[25] 記述のうちに山岳表現のなかに仏菩薩等が安置されていたこと、あわせて四方浄土変の各中心尊の表面仕上げについて窺うことができる。

(6) 東大寺七重塔（東西双塔）

『東大寺要録』巻四・諸院章に拠れば「東塔院」「西塔院」ともに七重塔であり、天平勝宝五年（七五三）の建立を伝え、西塔の方が東塔より五十日近く遅れたという。[26] ただし、これらの記事は心柱の立柱のことのようであり、『東大寺要録』巻七・雑事章に収める「東大寺権別当實忠廿九ケ條」には、天平宝字八年（七六四）に東塔の露盤を上げたということに言及がある。[27] これをもって東塔の完成とみるのが有力である。[28] とすれば、記録に明確にあらわれない西塔の完成も、この頃とみた方が穏当かも知れない。ちなみに、天平十三年（七四一）二月十四日の国分寺国分尼寺建立の詔には、国ごとに七重塔一基を造り、『金光明最勝王経』と『妙法蓮華経』をそれぞれ十部を写し、さらに聖武天皇自ら筆を執った金字『金光明最勝王経』を、塔ごとに納める計画に言及がある。[29] 東大寺における七重双塔の建立も、これを承けてのことのようである。[30]『東大寺要録』巻四の記載にしたがうと、東塔の塔本については「安四方浄土」であったと記されている。[31] これまでみてきた塔本の事例を視野に入れるならば、やはり四方ともに群像表現をともなっていたと考えるのが自然であろう。なお、西塔の塔本に何が安置されていたかについては記載がなく不明であるが、上述の詔を重視して西塔には『金光明最勝王経』『妙法蓮華経』各十部と聖武天皇自筆の金字『金光明最勝王経』が安置されていたと見る向きもある。[32]



挿図２ 竹田四方仏石（東面）
京都国立博物館



挿図３－(1) 唐代磚仏
奈良国立博物館



(7) 四方三尊石仏（京都国立博物館 蔵）

奈良時代多層塔の塔本安置の尊像についての概観を通じ、塔本安置の尊像には大きく二つの傾向が窺える。すなわち仏典を踏まえて説話場面を再現するか、もしくは、四方浄土変をもってあらわす傾向にあり、いずれの場合も群像表現をともなっていた。そのことを確認したうえで及んでおきたいのは、かつて川勝政太郎氏によって奈良時代の遺例として紹介された「竹田四方仏石」[33]（凝灰岩製、東面 縦四九・〇㎝ 幅四〇・三㎝）にある（挿図２）。

この「竹田四方仏石」は本来、多層塔の初層の塔身であった[34]。各面ともに外周を二重郭で縁取り、内区には、上辺に垂帳（細い帛帯をもって四か所で括りまとめる）をあらわし、中央には細い茎を上方にまっすぐ立ち上げた仰蓮（蓮肉と五弁の反花からなる）上に、二重円相光背（頭光の頂を僅かに尖らせる）をともなった如来像が趺坐し（四仏ともに印相ならびに結跏・半跏の別については不分明であるが、形の残る東面と南面は禅定印もしくはその上に衣を懸け、右脚を上とするようである）、その左右には細い茎をごく短く立ち上げた仰蓮上において、円形の頭光をともない、中尊側の腕を屈し、外側の腕を大腿付近まで垂下させた菩薩が侍立する。現状、四面ともに摩損が著しいうえに石質自体が脆く、表面に浅く刻出された尊容を十分に把握するには至らないが、細長い茎を立ち上げたそれぞれの仰蓮上に三尊（如来坐像の左右に菩薩立像が侍立する）をあらわす様態は、唐代の磚仏、あるいは、京都・地蔵院の銅造如来坐像及び左脇侍菩薩立像（現状、右脇侍菩薩立像は亡失）に通じる（挿図３）。かつ、四面に仏・菩薩からなる三尊を配するありようは、四方浄土変から各方ともに、その中心をなした三尊像だけを抽出してあらわしたかのようでもある。しかしながら、興福寺塔あるいは元興寺塔がいずれも十五丈級であったのに対して[35]、「竹田四方仏石」は、塔身そのものの規模においてこれらの寺塔とは比べものにならな

ないくらい小さく、各面のスペースも限られている。それゆえ「四方浄土変」からの抽出とみるならば、それは最少の尊像構成単位であったかのようでもある。なお、塔本の四方において仏・菩薩からなる三尊像をあらわすというのであれば、『扶桑略記』天智天皇七年（六六八）正月十七日条には『崇福寺縁起』（逸書）に拠りながら、近江国志賀郡に創建された崇福寺の三重塔の塔本に安置した尊像について「奉造坐四方佛、脇侍二菩薩像」と記されていることも一顧すべきと思われる[36]。すなわち崇福寺塔に先蹤を求めて、これに倣った可能性を直ちに排除することはできない。しかしながら先蹤をわざわざ前代に求めるよりは、当代の興福寺塔や元興寺塔における「四方四仏」を安置する事例に倣いつつ、そこから改めて三尊を抽出したとみた方が自然であり、その際、崇福寺塔あるは唐代の磚仏のような先例、あるいは、上述の地蔵院のもと三尊像であった金銅仏のような同時代の作例の存在が、仏菩薩からなる三尊構成であらわすことの採用を後押ししたようにも考える。ただし当代にあって塔本に「四方浄土変」をあらわす場合、群像表現をもってするという本来のありようからみれば、いささかイレギュラーな事例であった感は否めない。やはり三尊構成という単位での選定となったのは塔そのものの規模や四面の各スペースに起因するとみた方が自然であろう。むしろ、それでもなお最小限の三尊構成は守られていたとみるべきかも知れない。

さて、奈良時代の寺塔の塔本に何が安置されていたかということについて概観したうえで西大寺創建時の東西両塔に目を転じてみるとき、その着工は、後述の通り西大寺建立の発願主であった称徳天皇の在世中に遡るものの、同天皇が崩御すると、すぐさま規格・規模は八角七重塔から四角五重塔へと変更がなされた。しかしながら変更後にあっても両塔の丈高は十五丈あり[37]、現存の法隆寺五重塔あるいは薬師寺東塔（三重塔）が十二丈級であったことを思えば[38]、なおも巨塔として威容を示すには十分であった。そうとみるとき西大寺に伝来した四仏像が、両塔のいずれかに安置され、一具同時期の造像であったとする前提に立つならば、それらが四方浄土変に由来しつつも、塔の規模にもかかわらず、かつ当代においてわが国では前例のない各方一尊のみを抽出しての安置に留まっていたとすることには、いささか違和感を抱かざるを得ない[39]。あえて各方一尊に限定したことにもっと積極的な意味が求められていたように考えるのである。

二、西大寺「塔本四仏」へのまなざし

ここで西大寺四仏像をめぐって明らかにしなければならない諸点を書き出しておくと次の通りである。

① これら四軀を一具とみることができるかどうか。

② 造立の時期を創建時からさほど時を隔てない八世紀末とみる

ことができるか。

③ 伝来をどこまで文献上において追跡ができるか。

そして それらを踏まえて、一具・同時期の作で伝承通り「塔本」安置の尊像とみなし得るとき、

④ 四尊での安置とその姿かたちが何にもとづき、そのことにどのような意義を見出し得るか。

概ね、この四点に集約できるであろう。以下、この順で論を進めてみたい。

(1)「塔本四仏」の概要と作風

西大寺四仏像そのものの詳細については、実査にもとづいて執筆された町田甲一氏の解説[40]、ならびに、本間紀男氏が光学的研究手法で明らかにされた四軀の構造・技法についての研究[41]が基本となろう。ここでは両者の成果を適宜、参照しながら、四仏像の形状と保存状況を確認しつつ、一具性と造立の時期について私見を述べてみたい。なお、現状の西大寺四仏像の名称（釈迦、阿弥陀、宝生、阿閦の各如来）は寺家の伝承にしたがうもののようであり、重要文化財指定時もそれに倣ったようである（前掲挿図1）。以後の行論においても各像の名称はこれにしたがう。

四軀はともに正面を向き、左脚を上にして趺坐する姿とし、その頭部は、肉髻・地髪の二段からなり、螺髪[42]をあらわす。体軀には大衣と裙を纏い、大衣は褊袒右肩に着用する。さらに阿弥陀とされる像のみ、右肩に懸かる衣（覆肩衣）を着け、他の三軀は右肩先において大衣を背後から浅く懸ける。特筆されるのは、両脚上面における大衣の処理（あしらい）にある。左足裏はいずれも膝上において露出してあらわされるが、ことに釈迦および阿閦とされる像では、大衣が足裏を覆い隠さないように衣縁を小さく折り返すとともに右膝頭に懸かる衣角を小さく折り上げている。一方、右足裏もしくはその足先について宝生および阿閦とされる像では、その上に大衣の左袖先が懸かりながらも露出させている。これに対して他の二像ではいずれも大衣の左袖が右足裏の上面を覆い隠している。その際、阿弥陀とされる像は左袖の衣角が舌状となって膝頭に懸かって垂れており、阿閦とされる像では左袖内の衣縁が横たえた左脚半ばにおいて舌状に膝前に垂れ懸かっている。各像に見るこれらの着衣のあしらい方の相異は、四軀がいずれも同じ金色相の如来坐像であり、両脚の組み方も含めて全体としての統一感を示しながらも、それぞれの個性の現出に繋がっている。

手勢は、宝生とされる像のみ両手を胸前に構えるのに対して、残りの三像はいずれも両腕を屈臂して右手は胸前で構え、左手は膝上に配して、いわゆる施無畏・与願風の手勢を基本としている。ちなみに両手首以下は四像ともに別材矧ぎ付けとする。

これらのうち、宝生とされる像の胸前で構える両手先（左右ともに第一・四指を捻じ余指を伸ばす）は当初の造形とみなされる。[43] X線透過画像によると、両手首以下を各一木彫出し、矧ぎ付けに際して掌より手首の断面に向けて打ち込んだ当初の金属製の釘（鉄釘とみられる）が各一確認できる。[44]

阿閦とされる像は、町田甲一氏の解説では右手首から先、左指先はすべて後補と判断されたが、[45] X線透過画像にもとづくならば、左手は第一指に、右手〔挿図4〕は第四指を除くすべての指にそれぞれ金属芯の残欠が確認できる。したがって両手の掌は当初の造形を留めているということになろう。[46] あわせて、この金属芯の存在から当初の指先は乾漆を盛りつけて成形していたことが窺われる。

釈迦とされる像の左手首先についても第一指に金属芯の残欠が確認できるところから、掌は当初の造形を留めるものとみなされよう。[47] 一方、右手首先について各指には金属芯の存在は確認できず、かねてから指摘[48]があるように掌を含んで後補とみてよさそうである。

阿弥陀とされる像の両手首先は、X線透過画像において、いずれの指先にも金属芯の存在は確認できない。かつ、手首への矧ぎ付けには洋釘が用いられているようである。[49] 先行研究で指摘される通り、左右の手首より先はすべて後補とみなし得る。[50]

像の木取りは、四軀ともに木芯をほぼ中央に籠めた針葉樹とみられる縦木一材[51]をもって頭体の軀幹部ならびに両臂と両脚のすべてを含めて彫出している。後頭部と体軀背面で各々縦長の窓を穿ち、そこから内刳りを施し、像内において頭体の内刳りは貫通させて膝裏に及んで像地付きにまで達している。内刳りの開口部には後頭部、背面、像底に各々別製の蓋板を当てる。町田甲一氏の解説では像底面の蓋板はいずれも後補と判断されていたが、[52] 本間紀男氏が提示したX線透過画像に拠ってみると、釈迦とされる像については当該箇所の画像そのものが無いので不明であるが、残りの三軀については像地付き周縁に打ちまわした洋釘に混じって古釘の影が複数確認できる。それらの底板材は当初に遡ると見たほうが適切かも知れない。[53]

なお、像の木取りにおいて特筆されるのは、これも本間紀男氏がX線透過画像の解析から明らかにされたように、阿閦とされる像のみ、両耳を含む面部から三道下に及んで別材（縦木一材製）をもって彫出し、頭体の軀幹部材に矧ぎ付けることにある。その際、三道下においてほぼ同じ材幅でマチ材（横木一材製）を挟んでいる。[54] この面部を別材矧ぎ付けとすることは頭体の軀幹部材の当該箇所にあった節もしくはウロ（樹洞）を避けるための処置であったように私考するが、同じような手法は奈良・法華寺維摩居士像にも認められる技法[55]である。

【表１】 西大寺「塔本四仏」像　法量一覧（単位はcm）

	釈 迦	阿弥陀	宝 生	阿 閦	最大値と最小値の差
像　高	70.8	75.3	75.0	72.2	4.5
髪際高	61.0	64.9	64.6	62.1	3.9
頂―顎	24.0	23.5	23.9	23.7	0.5
面　長	14.2	13.1	13.5	13.6	1.1
面　幅	14.1	14.1	14.0	13.9	0.2
耳　張	15.6	16.4	15.8	16.2	0.8
右耳長	12.3	12.5	12.4	12.0	0.5
左耳長	12.2	12.9	12.4	12.1	0.8
外眦間	10.3	11.3	11.3	11.5	1.2
内眦間	2.8	3.1	3.1	3.1	0.3
鼻翼幅	3.4	3.4	3.4	3.6	0.2
唇　長	3.3	3.3	3.3	3.7	0.4
胸　奥	19.0	20.8	21.0	20.2	2.0
肘　張	44.1	45.5	46.3	44.4	2.2
膝　張	55.7	57.9	58.5	57.6	2.8
台座高	現状 58.3	現状 57.2	現状 58.3	現状 57.6	1.1
総　高	現状 129.1	現状 132.5	現状 133.3	現状 129.8	4.2

像表面の成形には一部、乾漆の併用が認められる。すなわち四軀のうち、阿閦とされる像は面部に及んで充填とモデリングがおこなわれている。この仕様は面部を別材矧付としたことと無関係ではないであろう。これに対して他の三像の面部には乾漆の併用がほとんど認め難い。体軀においては四軀いずれも補助的に乾漆の併用が認められる。(56)

それぞれの法量に着目してみるとき、像高（坐高）は釈迦が七〇・八cm、阿弥陀が七五・三cm、宝生が七五・〇cm、阿閦が七二・二cmを計測する(57)〔表１〕。本間紀男氏は、四仏の像高について最大「５センチの差が果たして一具の群像として許容範囲内のものかが問題になる」として「現四仏は二組の四仏の混成、具体的には釈迦・阿閦と阿弥陀・宝生の二仏ずつの組み合わせ」からなると考えられた(58)。しかし論者は、その法量の捉え方において見解を異にする。

確かに像高にばらつきが認められるものの、像高の相異だけを根拠にその一具性について許容の範囲から外れると断じてしまうことには慎重にならざるを得ない。というのも四軀が「塔本四仏」であったとするならば、各像は塔の心柱を背に壇上においてそれぞれ四方を向くこととなり、一列に四軀が並ぶわけではない。ここで塑像の事例ではあるが、東大寺戒壇堂の四天王像について、それらが邪鬼を踏まえて動勢をともなうことを割り引いても、四軀の間の数値の差異の最大が邪鬼を含めた全高で一三・三cm、像高で九・四センチ、髪際高で八・一cmとなるものの(59)、そのことを根拠にして一具同時期の作であることにまで疑問を差し挟む人はいないであろう。西大寺四仏像の場合、それぞれの頂―顎、面幅、耳張はもとより、面相における内眦間、鼻翼幅、唇長、このほか左右の耳の長においても、それぞれの誤差は最大でも一cmを越えてはいない〔前掲表参照〕。四軀それぞれの用材の木取りや像内の内刳りのありよう、部分的に乾漆を併用して成形するという表面仕上げともども基本的にあい通

じており、次に述べる四軀の作風の共通性と相まって同時期に一具で造立されたことの有力な根拠となり得るように考えるのである。なお、四仏像は上述の通り左右の耳の長の数値において僅差を示しながらも、耳そのもののかたちを微妙に違えており、そのことはそれぞれ異なる仏師（工人）による製作と工房の存在を示唆するであろう。創建時の西大寺の造仏は造東大寺司から分立して称徳天皇の御願造営を担った造西大寺司の管轄下にあり、称徳天皇崩御のちも宝亀末年頃まで造西大寺司の任命は行われており、存続していたことが知られる[60]。この四仏像もその管轄下にあった造西大寺仏所における造仏であったと考えるのが自然であろう。

[redacted]

それらの作風は、阿弥陀あるいは宝生とされる像にみる胸部の厚みは、京都・高山寺薬師如来坐像に及ぶべくもないが、それでも阿閦あるいは釈迦とされる像の胸部から脚部にかけては充実した肉厚感を示しており（挿図5）、四軀ともにいずれも法隆寺伝法堂の東の間に安置される阿弥陀如来坐像よりも肉身の抑揚をともなっている。加えて、面部において乾漆を補助的に用いてモデリングをおこなっている阿閦とされる像の両眼の見開きは、法隆寺伝法堂東の間の阿弥陀如来坐像よりも大きく、眼球部のふくらみも丸く深い。かつ、頬の肉づきもよい。この阿閦とされる像にとどまらず総じて四軀に認められる面部の造作は、奈良・聖林寺十一面観音像の面相表現へと展開してゆくような位置にあるように私考する（挿図6）。

[redacted]



あわせて脚部の衣襞のありようも、伝法堂東の間の阿弥陀如来坐像が左右の両脚上で衣襞の条数を増し、同心円を繰り返すことのうちに装飾性と形式化が増しているのに対して、四仏では脚部上の衣襞の条数を抑えつつ、各像それぞれに表現を違えて相互に類型化しない配慮を見て取ることができる。

ここで台座の造形に目を向けておくと、いずれも構成の基本は、蓮弁を魚鱗葺にあらわした仰蓮・壺型の敷茄子・反花・八方入隅の丸框からなる[61]。これらのうち、仰蓮の蓮肉部と壺型の敷茄子が像本体と同時期とみなされる。ただし、伝世の過程で像本体と台座の組み合わせに入れ替わりが生じた可能性は否めない[62]。そのことは各台座の当初部が基本的にいずれも似寄りの造形であったということでもあろう。

蓮肉は、いずれも上面に薄く乾漆を盛って成形するとともに蓮実をあらしている。加えて蓮肉上面の後方には光背（四軀ともに亡失）を立てたとみられる枘穴が残っている。

一方、壺形の敷茄子（挿図7）は、いずれも四方において楕円状の格狭間を浅くあらわす。このうち阿閦と宝生とされる像のそれは、周縁の左右やや下寄りで小さく内区に向けて突起（入隅）をつくり、内区には屈輪文の天地を逆にしたような概形の宝相華（左右から内に向けての対葉状の巻き込み部の下方に間弁を覗かせる）を大きくあらわして、周縁に子弁をともなう蓮弁を列弁風に巡らせている。釈迦と阿弥陀とされる像のそれでは上方を三頭形（中央分のみ幅広につくって上端を尖らせる）とするとともに、内区の中央に菊座風団花文（小円の周囲を紐一条もしくは二条をもって括り、その外周に列弁を巡らせる）をやや小ぶりにあらわし、その上下左右の各方において葉状に拡がる宝相華を配している。それらはいずれも乾漆を薄く盛り上げて成形するようである。このような壺型の敷茄子は法隆寺西円堂の薬師如来坐像や上述の同寺伝法堂東の間の阿弥陀如来坐像では六方において格狭間をあらわすことを思えば、いささか様相を違える。むしろ大阪・葛井寺千手観音菩薩坐像（像本体は脱活乾漆造）の台座敷茄子（現状、瓶型の口と高台部を切り詰める）の造形に見る、四方に格狭間を設け、内区に宝相華文をあらわす点において類するであろう。

このようにみるとき、四仏像の造形は、台座の当初部ともども、なおも奈良時代後期の作例に通じる造形を現出しているとみてよ

い。そのことは近年の展観図録や美術全集等の解説類の大勢において四仏像を奈良時代後期の作と認識されること[63]と乖離するものではない。西大寺四仏像は、宝亀十一年（七八〇）に勘録をみた『西大寺資財流記帳』以後の、八世紀末の造像であったと考えておきたい。

(2) 伝来

西大寺四仏像は「塔本四仏」と伝わる。先行研究が指摘するように、叡尊の『金剛仏子叡尊感身学正記（以下、感身学正記）』弘安六年（一二八三）条に見える二月十七日の「御塔四佛修補供養」[64]が当該四仏像のことを指すと解されてきた。かつ、そこに言及のある「御塔」が東塔に相当するであろうことも町田甲一氏の解説において指摘される通りである[65]。ただし、町田氏の解説では、収載書冒頭の太田博太郎氏の「西大寺の歴史」[66]との内容の重複を避けるべく配慮がなされていたようであり、伝来に関しては簡潔な記述に留まる。そこで本論では、それらの検証を兼ねて改めて東西両塔の関係史料に及んでその消長について整理を行い、かの「塔本四仏」が「東塔」伝来の尊像であったことを確定してみたい〔別掲の年表参照〕。

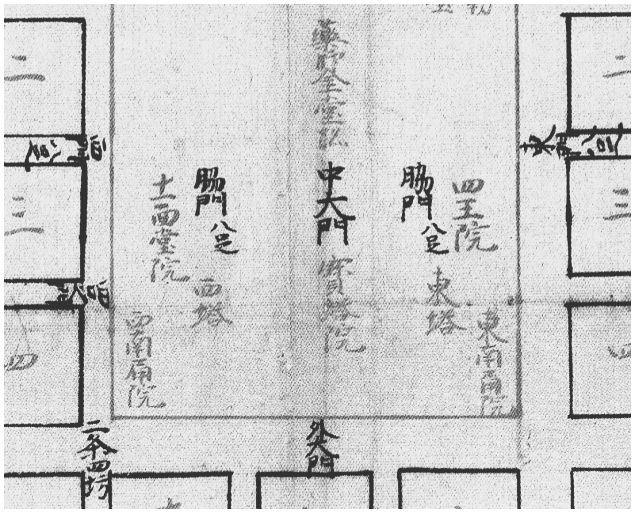
ちなみに、『感身学正記』では当該記事を除くと「四佛」に言及した箇所を見出すことはできない。ただし、『感身学正記』には「四佛」を安置していた「御塔」そのものへの言及はいくつか確認できる。すなわち、暦仁元年（一二三八）八月、三十八歳で西大寺への帰寺を果たした叡尊は、翌、延応元年正月一日には「御塔」において七日間の「三時秘法」を始め、文永八年（一二七一）に所労で交代するまでの三十二年間に及んで自ら勤修したという[67]。上述の「御塔四佛」の存在を思えば、修法の本尊となったのは塔内安置の「四佛」であったとみなされよう。その間の康元元年（一二五六）の夏頃には「塔巽角」に仮屋を作って新造の文殊菩薩像の本体、ならびに附属の光背と台座を安置しており、また、弘長二年（一二六二）正月二十六日には北条実時寄進の宋版一切経を四王堂から塔内へと会衆によって運び入れたことが知られる[68]。これらは西大寺五重塔が叡尊在世時、健常な状態にあったことを伝えて修法の場として、さらには什物の納置場所として機能していたことが窺える。ことに弘長二年の記事から五重塔が「寶塔院」と呼ばれていたことも明らかとなる[69]。また、康元元年に新造された文殊菩薩像のための仮屋設置の記事から、塔周辺のスペースの活用の一端が浮かび上がるが、それは仏事儀礼にも及んでいたようである[70]。

ここで、この西大寺塔の叡尊入寺以前の状況について年次を遡るかたちで確認しておくと、『法隆寺別当次第』には建保六年（一二一八）の西大寺塔での千僧供養に言及があり[71]、当時においても塔そのものは供養の場として耐え得る状態にあったといえよう。これは遡って『興福寺別当次第』権別当法印覚珍の項に「仁平三年（一一五三）五月十四日、補権律師」とあることの割書きに「依西大寺塔修造幷三會労」とあり[72]、西大寺塔の修造が行われていたことに拠るところが大きいように思われる。

【参考】西大寺東西両塔 関係年表

天平神護元年	（765）	二月一八日	佐伯今毛人を造西大寺司長官に、大伴伯麻呂を同次官（兼任）に補任する（『続日本紀』）
神護景雲四年	（770）	二月二三日	**東塔の心礎を棄却・破砕する**（『続日本紀』）
同　四年	（770）	八月　四日	称徳天皇 崩御（『続日本紀』）
同　四年	（770）	八月二一日	道鏡を造下野国薬師寺別当に補任し赴任させる（『続日本紀』）
宝亀　二年	（771）	二月二二日	**左大臣 藤原永手没。これ以前に東西両塔の規格と規模を変更する**（『日本霊異記』）
同　三年	（772）	四月　七日	造下野国薬師寺別当 道鏡没す（『続日本紀』）
同　三年	（772）	四月二九日	**西大寺西塔に落雷する**（『続日本紀』）
同　三年	（772）	一一月　一日	粟田公足を造西大寺司員外次官に任命する（『続日本紀』）
同　四年	（773）	五月　一九日	津連秋主を造西大寺司次官に任命する（『続日本紀』）
同　七年	（776）	七月一九日	**西大寺西塔に落雷する**（『続日本紀』）
同　九年	（778）	二月二三日	文室真人真老を造西大寺司次官に任命する（『続日本紀』）
同　九年	（778）	八月二〇日	桑原公床を造西大寺司次官に任命する（『続日本紀』）
同　十一年	（780）	一二月二九日	**勘録の『西大寺資財流記帳』のなかに「塔二基 五重 各高十五丈」の記載が認められる**（『同』）
承和十三年	（846）	一二月一一日	金堂（薬師金堂か）、仏像とともに焼失する（『続日本後紀』『三会定一記』）
延長　五年	（927）	一〇月　某日	**「西大寺五層塔有火」とあり**（『日本紀略』）
同　六年	（928）	七月一一日	**夜中の落雷により「西大寺塔有火、一基蕩盡」する**（『扶桑略紀』）
応和　二年	（962）	八月三〇日	大風雨により食堂損壊する（『日本紀略』）
寛弘　八年	（1011）	三月二〇日	**「西大寺塔実検文」について奏聞する**（『小右記』）
永承　三年	（1048）	閏正月二〇日	鐘楼の顛倒以来、野外放置となっていた梵鐘が興福寺に持ち込まれる（『造興福寺記』）
嘉承　元年	（1106）	—月　—日	金堂（弥勒金堂とみられる）の倒壊により当時、弥勒浄土之相は食堂に安置するという（『七大寺日記』）
保延　四年	（1138）	一二月二九日	済円、四王堂の再建と食堂の修造の功により権律師となる（『三会定一記』 大治五年条、『僧綱補任』）
同　六年	（1140）	—月　—日	**大江通親、「四王院之西」に「塔一基」ありと記す**（『七大寺巡礼私記』）
元永　元年	（1118）	四月二八日	この頃、西大寺はすでに「大破」に及ぶという（『中右記』）
仁平　三年	（1153）	五月一四日	**覚珍、「西大寺塔」の修造と三会の功労により権律師となる**（『興福寺別当次第』）
建永　元年	（1206）	五月二九日	忠恵、東大門の造営功を覚芸に譲る（『三長記』）
建保　六年	（1218）	一二月　六日	**「西大寺塔」において千僧供養あり**（『法隆寺別当次第』）
嘉禎　元年	（1235）	正月十六日	叡尊、西大寺に入寺（『感身学正記』）
暦仁　元年	（1238）	八月　五日	叡尊、移住していた海竜王寺から、改めて西大寺に入寺する（『感身学正記』）
延応　元年	（1239）	正月　一日	**叡尊、これより三十二年間、毎年「御塔」において七か日に及ぶ三時秘法を行う**（『感身学正記』）
康元　元年	（1256）	夏頃	**造顕のなった文殊菩薩の像本体・光背・台座を「塔」巽角の仮屋に安置する**（『感身学正記』）
弘長　二年	（1262）	正月二六日	叡尊、会衆の合力により**北条実時寄進の宋版一切経を塔内に安置する**（『感身学正記』）
弘安　六年	（1283）	二月一七日	**叡尊、修補のなった「御塔四仏」を供養する**（『感身学正記』）
正応　三年	（1290）	八月二七日	**叡尊の葬送に際して、「塔西北二面」に幕を張る**（『西大寺輿正菩薩御入滅之記』）
正安　四年	（1302）	—月　—日	**境内に五重塔の存在が確認できる**（『西大寺与秋篠寺堺相論絵図』）
貞和　三年	（1347）	八月　三日	**塔修理供養**（『園太暦』、西大寺本『大黒天神増益秘決』）
延文　八年	（1358）	三月　三日	**別受作法を塔内において挙行する**（『西大寺別受指図』）
室町時代末期頃			**「西大寺寺中曼荼羅」に描かれた五重塔の傍に「四仏金色」の書き込みあり**（同図）
文亀　二年	（1502）	五月　七日	**兵火により諸堂とともに五重塔も焼失する**（『大乗院寺社雑事記』『宣胤卿記』）
元禄十一年	（1698）	八月　某日	**東塔の礎石上に相輪を持つ宝形造の単層堂宇あり**（『西大寺古伽藍敷地幷現在堂舎坊院図』）
寛政　三年	（1791）	—月　—日	**東塔の礎石上に相輪を持つ宝形造の単層堂宇が存続する**（『大和名所図会』）

この「修造」以前の十二世紀初頭における西大寺塔の状況については、『中右記』元永元年（一一一八）四月二十八日条において西大寺別当の交替に言及がなされた際、前任の別当時代には「全不修理本寺。已及大破也。天下衆人大歎合事也」と記されており[73]、西大寺塔そのものには言及はないが、少なからず塔にも朽損・不具合は及んでいたと考えるのが自然であろう。ちなみに、「四王堂」と「食堂」は保延四年（一一三八）頃に修理がなされていたことが知られる[74]。その二年後（保延六年）に西大寺を訪れた大江通親の手記に拠れば、修造のなったそれらの拝堂に及んだ景観中に「塔一基」が四王院の西にあったと記されている[75]。ここに当時、西大寺における「塔一基」の存在とともに、その所在が「四王院之西」と記されていたことは注意したい。この「塔一基」を東塔・西塔のいずれとみるかである。十二世紀以来、西大寺に存在していた塔は一基しかなかった訳であるから、わざわざ東・西の区別をする必要はなかったということであろう。叡尊の時代においてもしかりである。



挿図８ 西大寺往古敷地図（部分）東京大学蔵

とすれば、この「塔一基」の素性を探るためにも東西両塔の起源とその消長を確認しておく必要がある。もとより東西両塔はいずれも創建期に遡るものであり、薬師金堂の前庭において十一面堂と、四王堂に挟まれるかたちで一区域（宝塔院）[76]を形成していた（挿図８）。東西両塔は宝亀十一年（七八〇）勘録の『西大寺資財流記帳』（以下、流記帳）に記載されており、遡って『続日本紀』神護景雲四年（七七〇）二月丙辰（二十三日）条には東塔に据えられた心礎に支障が生じたことが記されている[77]。着工は本願であった称徳天皇の存命中に遡ることは確実である[78]。造営に称徳天皇の意向が反映していたとみるのが自然であろう。ちなみに、それはわが国において類をみない八角七重塔として計画されていた[79]。

しかしながら神護景雲四年八月四日に称徳天皇が崩御すると、西大寺の造営が国家の財政を圧迫するものであるとあからさまな非難が噴出したようであり、『続日本紀』同年八月丙午（十七日）条には「太師（津田註＝恵美押勝）誅せられて自（よ）り、道鏡権を擅（ほ

しいいまま）にして、軽（かろ）しく力役を興（こう）し、務めて伽藍を繕（つくろ）ふ、公私彫喪（ちょうそう）して、国用足らず（原文読み下し）」と記されている[80]。そこには道鏡が直接の非難の対象となっており、西大寺の伽藍はもとより安置尊像に及んで少なからず称徳天皇から厚遇された道鏡の構想・意向が反映されていたことを示している[81]。その道鏡も称徳天皇崩御の直後に「造下野国薬師寺別当」に補任され任国への赴任という名目で左遷・政界追放となった[82]。西大寺の伽藍造営に投じられていた国費も縮小されたようであり、八角七重塔から四角五重塔への変更もこれに関わるであろう。

この八角七重塔から四角五重塔の変更については、『日本国現報善悪霊異記（いわゆる日本霊異記）』下巻「減塔階仆寺幢、得悪報縁 第卅六」に語られるところであり[83]、その推進は光仁朝政権の担い手であった左大臣・藤原永手とさている[84]。したがって四角五重塔への変更と、既に工事が進行していた基壇に及んでのやり直しも、神護景雲四年（宝亀元年）八月の称徳天皇の崩御・道鏡の左遷以降、藤原永手の没年である翌、宝亀二年（七七一）二月二十二日以前のことになる[85]。この両塔の規模変更は東西塔跡の基壇の発掘成果からも裏付けられている[86]。

ちなみに、『続日本紀』の宝亀三年（七七二）四月己卯（二十九日条）の条と同七年七月甲辰（十九日）の条には西塔への落雷があったことが記録されており[87]、わざわざ西塔を明記することのうちに、これと双塔をなした東塔の造営もこの頃には併行してなされていたことが示唆されている。宝亀十一年（七八〇）勘録の『流記帳』「堂塔房舎第二」には「塔二基五重各十五丈」と記されており[88]、両塔はこれ以前の完成であったことになる。

なお、『流記帳』の「仏菩薩像第三」には、塔二基の内に安置された仏像についての記載がない。『流記帳』への書き上げがなされた当時、工房での製作が進行中であり、塔内への安置には至らず、『流記帳』撰上をさほど隔てない頃に四仏像は完成して安置に及んだものと解されよう。そのことは四仏像の作風から導かれる造像年代がおおよそ八世紀末とみなされること（既述）とも矛盾しない。

さて、建立の成った東西両塔のその後を史料から追跡してみるとき、両塔に直接言及されるものではないが一顧しておきたいのは、『続日本後紀』承和十三年（八四六）十二月戊寅（十一日）条が伝える「火焼西大寺、講堂仏像一時與煨燼共盡」という記事にある[89]。これが記録にあらわれた西大寺伽藍の甚大な罹災の最初と考えられる。ただし西大寺には講堂と名の付く堂舎はなく、『三会定一記』承和十三年の項に「十二月十四日、西大寺金堂焼失[90]」とあることの方が記述としては適切との指摘がある[91]。それが弥勒金堂を指すのか、薬師金堂であったのかは明確ではないが、いずれかを焼失する大火のようであり[92]、周辺の堂舎にも少なからず被害は及んでいたと思われるが、薬師金堂前にあった両塔の被害状況については明らかでない。

東西両塔そのものの罹災が初めて史料にあらわれるのは、『日本

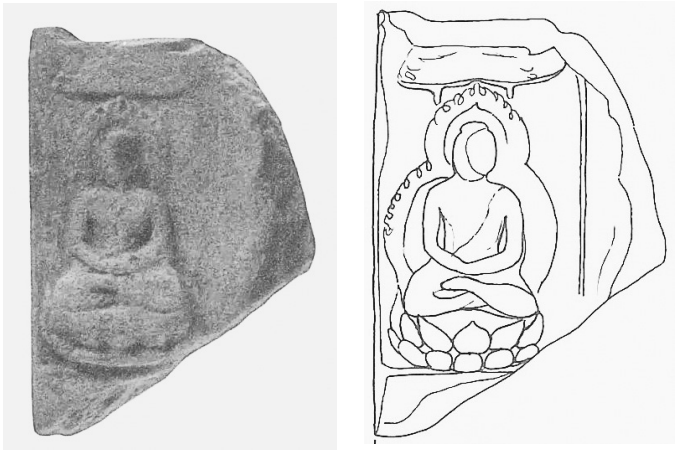
紀略』延長五年（九二七）十月某日条にみえる「西大寺五層塔有火」であり、[93]『扶桑略記』には翌、延長六年七月十一日の条に「夜雷震、西大寺塔有火、一基蕩盡」と記す。[94]いずれの記載も東西塔の別は不明であるが、後者の記事から一基は完全に焼失したことが判明する。そして、その記述のうちに一基は残ったということを読み取ることができる。この焼失した塔一基は再建には至らなかったようである。その後、応和二年（九六二）八月三十日には、当地を襲った大風雨で西大寺にあっては食堂一宇が損壊したことが『日本紀略』に伝えられている。[95]この時の他の堂舎の被害状況については知ることは出来ないが、破損等の被害は少なからず他の堂舎にも及んでいたと考えるのが自然であろう。『小右記』寛弘八年（一〇一一）三月二十日条には「右大弁持来西大寺塔実栓（検カ）文、即令奏聞」と記されており、[96]それは延長六年以来、焼け残って存続していた塔一基の現状検分といったところであろうか。十一世紀前半の西大寺の荒廃ぶりは『造興福寺記』に、永承三年（一〇四八）閏正月二十日の出来事として興福寺の「寺中上下、相共向西大寺、為令曳鐘也」と記し、直後の割書きに「件鐘、彼寺鐘也、而鐘楼顛倒也、顛倒之後、捐置野外、因之被借渡也」とあることや、[97]四王堂安置の西大寺根本仏ともいうべき銅造の四天王像が当時、堂宇を失い露仏の状態にあったようであること[98]に窺うことができる。

その四王堂は、先に述べたように保延四年（一一三八）頃に再建がなされており、その二年後に巡拝を果たした大江通親は『七大寺巡礼私記』のなかで、四王堂とともに「塔一基」についての言及がなされていた。延長七年の雷火のために塔一基は焼失して再建される機会がなかったところから、焼け残った塔一基が、そのまま十二世紀に及んで存続し、大江通親の手記において「四王堂之西」と明記されたということであろう。そして、この塔こそが『感身学正記』において幾度か言及のあった「御塔」ということになり、そこに安置されてきた「四佛」が弘安六年（一二八三）に叡尊によって「修補供養」されたと解されよう。ただし、この「四佛」を安置していた「御塔」が、東塔のことであったのか、西塔のことであったのか、ここまで史料を眺めてきても明らかにすることは難しい。そのことがはじめて明らかになるのは西大寺に蔵される「寺中曼荼羅図」（縦一八一・〇㎝、横一八五・〇㎝、室町時代）（挿図9）におい

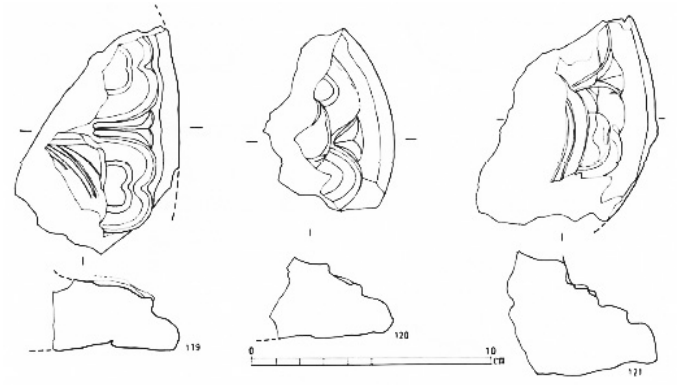




挿図 10 西大寺境内図 部分（『大和名所図会』第三冊）
国立公文書館蔵



挿図 11-⑴ 西塔址出土 磚仏残欠と同描き起こし（『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』より）



挿図 11-⑵ 同 塑像台座（反花・丸框）3 点 残欠描き起こし（『同上』より）

てである。そこに描かれた五重塔は創建以来の東塔の位置に描かれており、かつ、塔の傍らには「四佛金色」を添え書きしている。この曼荼羅図では、寺内地所にあって他に塔の存在は確認できず、そのロケーションを考慮すれば、この「四佛金色」を添え書きする五重塔こそ『感身学正記』に言及のあった「四佛」を安置していた「御塔」に該当するであろう。かの曼荼羅図の景観年代は、その中に食堂を描かないことを根拠にして、徳治三年（一三〇八）の食堂焼失以降、五重塔も含めて西大寺一山のほとんどの堂舎が焼失した文亀二年（一五〇二）の兵火以前の寺域を描いたものとされている[99]。とすれば、かの五重塔こそは、奈良時代の創建立以来、十六世紀初頭に至るまで度重なる厄災や風雪に耐え抜いて位置を違えることなく存続してきた東塔のことであったと判断されるのである。

もとより、叡尊入滅以降、この絵図に描かれる間にあっても、かの五重塔の存在は正安四年（一三〇二）の「西大寺与秋篠寺堺相論絵図」、延文八年（一三五八）三月三日に行われた別受作法の「指図」にも窺うことができる〔年表参照〕[100]。

なお、文亀二年の兵火による西大寺一山の罹災からおおよそ二〇〇年を経た元禄十一年（一六九八）八月某日に製作された「西大寺古伽藍敷地幷現在堂舎坊院図」（東京大学文学部蔵）には、五重塔跡地の基壇のうえに短い相輪をともなった宝形造の単層堂宇の存在が確認できる[101]。わざわざ東塔の故地であるその基壇上に堂宇が建立されていることを思うと、それはもとの場所での「四佛金色」像の安置を目的とするものであったと考えるのが自然であろう。この堂宇は、寛政三年（一七九一）板行の『大和名所図会』第三冊に描かれる西大寺境内図においても視認できる（挿図10）。ただし、創建以来の五重塔の規矩は完全に崩れており、それゆえ再建後にあってはもと「塔本四仏」という語りが四仏像にともなうことになったものと推測する。

そうとみるとき、ここに延長六年（九二八）の焼失以来、再建されなかったもう一つの塔は西塔のことであったということになるが、その塔本に何を安置したかは遂に史料上にあらわれることはなかった。ただし西塔跡地の発掘調査により、磚仏一点ならびに塑像とみられる土製品の台座（反花と丸框をあらわす）残片三点の出土報告[102]がなされている（挿図11）。それらは量的には少ないものの塔本への塑像群安置が示唆されているとみるべきで、奈良時代の寺塔の塔本における安置尊像が専ら塑像群であったことを思えば（既述）、頷けるものがあろう。むしろ東塔安置の四仏像がいずれも乾漆を一部併用する本格木彫像であったという点において、この時期の塔本における安置尊像としては異例であったことになる。とはいうものの西塔の塔本に安置をみた塑像群がどのような構成であったかは不明である。ただ、これまで漠然と西塔よりその一部がもたらされて現状の四仏像を構成していたとみようとすることについては[103]、四仏像が創建以来の東塔に伝来したことが跡づけられるとともに、西塔跡地からの出土遺物を視野に入れるとき懐疑的にならざるを得ない。

三、西大寺塔本四仏の構成と構想

かくして西大寺四仏像は、八世紀末に一具として造立され、いずれも創建時の東塔に「塔本四仏」として安置された尊像であったと判断できるであろう。ここに至ってなおざりにできない問題として浮上してくるのは、四仏像の当初の尊名とこれを塔本に安置したことの意義にある。

冒頭で述べたように、西大寺四仏像は寺家の伝承とは別に、釈迦・弥勒・阿弥陀・薬師の各如来坐像と解されてきた。それは塔本における四方浄土変からそれぞれの主尊を抽出したという理解のも

と、先例を興福寺塔に求めてのことである。[104] しかしながら、奈良時代における寺塔の塔本にどのような尊種が安置されていたかを概観するなかで明らかにしたように、塔本に「四方浄土変」をあらわした興福寺塔はもとより元興寺塔においても、各方安置の尊像は群像であった。そのことを思えば、これらの寺塔とさほど規模において変わらない十五丈の高さを有した西大寺塔の塔本に「四方浄土変」各方の主尊のみをあえて抽出して安置したとみることには慎重にならざるを得ない。

ここで四仏像の東塔への安置構想を探るためにもいま一度、西大寺の伽藍の成り立ちに留意してみるとき、神護景雲三年（七六九）四月二十三日に称徳天皇の御幸のもと、造寺官人の授位褒賞がなされており、[105] この時をもって薬師金堂の完成とみなされている。[106] なお、論者は別稿において指摘したように、十一面堂ならびに四王堂も薬師金堂の完成と同時、もしくはこれをさほど隔てないころに完成したとみている。[107] その薬師金堂の前庭に屹立する東西両塔の造営は、称徳天皇の在世中に遡るものの存命中には完成せず、崩御の直後には、構想をなした道鏡を退けて当初計画されていた八角七重塔から四角五重塔へと規模と企画が変更された。しかしながら、かの両塔をもって構成された塔院（宝塔院）の区画が薬師金堂と十一面堂、ならびに四王堂に擁されるというグランドデザインを思うとき、東西両塔が薬師金堂の前に並び立つという伽藍全体の構想自体は変更に至らなかったといえよう。論者は薬師金堂、十一面堂、四王堂それぞれに安置された主要尊が『陀羅尼集経』の所説にもとづくものであり、かつ、『陀羅尼集経』の反映は安置堂宇にも及んで、薬師金堂には「仏部」が、十一面堂には「観音部」が、四王堂には「金剛部」が構想されて、この三部から成り立つ伽藍配置のうちに『陀羅尼集経』に基づく密教のパンテオン構想を認めた。[108] とすれば、これら三つの堂宇を核とする堂院に擁された「塔院（宝塔院）」についても、やはり『陀羅尼集経』の反映は及んでいたとみた方が自然であろう。

その『陀羅尼集経』巻一〇には長大な敬礼句[109]に続いて「亦應禮敬東方阿閦如来、南方寶相如来、西方無量寿仏、北方微妙聲仏」と説かれている。[110] そこには四仏それぞれの姿かたちについては具体的に説かれてはいないが、このことと関わって興味深いのは、宝生とされる如来坐像が胸前で構える両手指先まで当初の造形を伝えて、と

もに第一・四指を捻じ、余指を軽く伸ばす印相にある〔挿図12〕。それは『陀羅尼集経』巻二（『阿弥陀仏大思惟経』）に説かれるところの阿弥陀（無量寿）如来の尊容を「結加趺坐」と規定するとともに、「左右ノ大指無名指ノ頭各々相ヒ捻シ、以テ二右ノ大指ト無名指ノ頭ヲ一、壓ヘ二左ノ大指ト無名指ノ頭ヲ一、左右ノ頭指中指小指ハ開キ竪テヨ（返り点等筆者）」と説く「阿弥陀仏説法印」[11]と合致することにある。なお、「無量寿仏」ともども名前のあがった「阿閦」、「宝相」、「微妙聲」の各如来については『陀羅尼集経』、さらにはそれらの尊名に言及のある諸経典にも具体的な姿かたちを見出し難いが、そのことと相まって、西大寺四仏像のうち、三軀がいずれも施無畏・与願の手勢をもって通仏相であらわされていたことは見過すことができない。すなわち、これらの西大寺四仏像の象形のうちに『陀羅尼集経』において具体的に像容を説くものと、そうでないものがあることの反映があったように考えるのである。ちなみに施無畏・与願風にあらわされた三軀について、阿弥陀とされる如来坐像のみが覆肩衣を着用しており、また、阿閦とされる像は左膝上において差し出した手先をやや持ち上げている。それらは同じ手勢をなす他の像との差異化をはかる意識があったようでもあるが、論者はこれら三軀を峻別できるだけの情報を持ち合わせてはいない。

もとより、奈良時代における四方四仏の造像は西大寺四仏像をもって嚆矢とするものではない。正倉院文書『続修』四十三巻には、天平宝字四年（七六〇）二月二十五日付で報告が挙げられた「造東大寺司造佛注文」のなかに、東大寺良弁が関与して造像に着手した「四方五佛像五軀居高各四尺四寸」に言及がある[12]。そこには「右、依大僧都法師良弁、去天平十九年六月十五日宣、奉始」とあり、「宣」を明記するところから、それは天平十九年（七三〇）に聖武天皇もしくは光明皇后の要請にもとづく造像であったと解されよう。足立康氏は東大寺が『金光明経』を教学にもとづく寺院であったことから、同経に依拠した造顕と指摘し[13]、四方四仏の尊名について、旧訳である曇無讖訳『金光明経』の所説に拠ったのであれば、東方「阿閦」、南方「宝相」、西方「無量寿」、北方「微妙聲」の各如来であり[14]、新訳である義浄訳『金光明最勝王経』の所説にしたがうならば、一部尊名を違えて北方は「天鼓音」となり[15]、あわせて中央尊には「釈迦」を想定された[16]。この比定のうち、旧訳に拠った場合、それは本論で推定した西大寺四仏像と尊名が同一となる。ここで旧訳の『金光明経』と『陀羅尼集経』の当該箇所の文言を確認してみるとき、「是灌頂章句」ではじまる長大な礼仏句から、四方四仏の尊名に至るまでの文言が一言一句同じであったことに気がつく[17]。両経の成立時期を思えば、前者の文言を後者の『陀羅尼集経』が取り込んでいたことは明白である[18]。ただし、それぞれの経説にもとづき造顕をみた四仏の象形が同一であったかどうかは不明であるが、少なくとも西大寺四仏像については『陀羅尼集経』のみでその具象化に対応できていたようであることは先に述べた通りである。

西大寺四仏像は、中心尊が存在せず、左脚上の「降魔坐」となる

こととあいまって一見すると密教性は阿弥陀に比定し得た尊像の手印に留まり、全体としていささか希薄であることは否めない。しかしながら、それらが『陀羅尼集経』にもとづく四方四仏の造形であったのであれば、やはりそれらは密教造像の範疇に属するということになるであろう[119]。そのありようは奈良時代の寺塔にあって塔本には塑像による群像表現をもって経典が説くところの逸話の再現、もしくは四方浄土変をあらわすことが専らであったことを思うと、西大寺四仏像はそれまでの塔本造像の伝統からの転換をはかるものであり、かつ、平安時代以降にあって塔本に密教由来の四方四仏を安置するという密教塔の先蹤を、奈良時代に遡ってなし得ていたことになる[120]。まさしくその点にこそ西大寺四仏像の造立意義を見出し得るように考えるのである[121]。

註

（1）毛利久「本邦上代塔基仏像の研究」『日本仏教彫刻史の研究』法藏館、一九七〇年（六七～九三頁）。初出は『宝雲』三二号、一九四四年。

（2）『山王廃寺～山王廃寺等Ⅴ遺跡発掘調査報告書～』第五章特論 第一節「山王廃寺出土の塑像等について（Ⅲ 当初の安置空間、Ⅳ 塑像の主題について（ともに松田誠一郎執筆）」前橋市埋蔵文化財発掘調査団、二〇〇〇年（三〇～四三頁）。

（3）なお、南都の事例ではないので本文中では取り上げてはいないが、法隆寺塔を遡って塔本において山岳表現をともない群像を安置した事例に摂津四天王寺の五重塔がある。そこに安置された四天王像を塔建立時の計画に最初から企画されていたかどうかは検討の余地を残すが、『太子伝古今目録抄』に引用される延暦二十二年（八〇三）の「四天王寺資財帳」には「五重塔一基」の割書きに「内 安置天宮一具」とあり、これが『日本書紀』大化四年（六四八）二月条にみえる塔内の「造霊鷲山像、累積皷為之」に相当するようである。それは釈迦の霊鷲山における常住説法の場面が、山岳表現をともなってあらわされていたと考えられ、仏伝に出典を求め得るであろう（註1の毛利久前掲論文〈同前掲書七四～七五頁〉）。

（4）『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の当該箇所の表記は「維摩詰像土」「涅槃像土」「分舎利像土」「弥勒像土」となっており、それぞれの「像土」について、あたかも「浄土」のような意味合いで理解する先行研究が散見するが、これは註1の毛利久前掲論文（前掲書七二頁）において「像」と「土」の間に読点「、」を打って「土」を塑造の意味で理解したことの方が適切であろう。

（5）各場の依拠経典については、町田甲一解説「五重塔塔本塑像」『奈良六大寺大観 第三巻 法隆寺三』岩波書店、一九六九年（五～四五頁）にひとまずしたがっておきたい。

（6）『扶桑略記』天平二年三月二十九日の項に「始建薬師寺東塔」と記す（『新訂増補 国史大系』第十二、八九頁）。

（7）なお、太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』（岩波書店、一九七九年、一一四頁）では、『扶桑略記』天平二年三月二十九日の記事を史実と認めたうえで「舎利は西塔の心礎に安置されていたのであるから、西塔の方はすでに出来ていたのであろう」との認識を示している（初出は同「薬師寺の歴史」『奈良六大寺大観 第六巻 薬師寺全』、岩波書店、一九七〇年、一〇頁上段）。

（8）沢村仁「飛鳥・天平時代の塔」『薬師寺 東塔（奈良の寺10）』岩波書店、一九七四年（一四頁）。工藤圭章「唐招提寺の創建と伽藍計画」『唐招提寺 金堂と講堂（奈良の寺18）』岩波書店、一九七四年（一二頁）。

（9）註8の沢村仁前掲論文（同前掲書一四頁）。

（10）藤田経世編『公刊 美術史料』寺院篇上巻、中央公論美術出版、一九七二年（五九頁）。

（11）註10に同じ。

（12）平成19年度秋季特別展『並び立つ大塔――大安寺塔跡の発掘調査』奈良市埋蔵文化財調査センター、二〇〇七年。

（13）註7の太田博太郎前掲書（八九頁。初出は同「大安寺の歴史」『大和古寺大観』第三巻、一九七七年、五八頁上段）。

（14）『新訂増補 国史大系』二巻（三三八頁）。

（15）註7の太田博太郎前掲書（八四頁）では「翌神護景雲元年三月九日には、天皇の行幸があり、造寺大工軽間連鳥麻呂叙位のことがある。他寺の例からみて（中略）塔院の竣工に当っての行幸であろう」とする（註12の前掲『大和古寺大観』五六頁上段）。

（16）註10の前掲『公刊 美術史料』寺院篇上巻（四三頁）。

（17）『大正新脩大蔵経』11―六七二c～六七八c。

（18）すなわち前者には「塔基勝鬘夫人ノ出家躰木像アリ」、後者には「西塔跡礎石尚存」と記す（註10の前掲『公刊 美術史料』寺院篇上巻二六、四四頁）。なお後者に関して、『日本紀略』天暦三年（九四九）十一月十日条には「大安寺西塔為雷火焼亡」とあり、これ以後、西塔は再建されなかったということであろう。

（19）『奈良六大寺大観 第七巻 興福寺一』、岩波書店、一九六九年（一〇五頁上段～下段）。

（20）註7の太田博太郎前掲書一四七頁（初出は同「興福寺の歴史」註18の前掲書八頁下段）。

（21）この「坐像」のうちに「倚坐」の可能性を排除するものではない。

（22）「宝字記」と、直後にその記載を補った「延暦記」にもとづいて興福寺塔の塔本「四方浄土変」を構成した尊像について書き出しておくと以下の通りである。なお、（　）内は「延暦記」における補足記載を示す。そこには三尊の立・坐の別を記さないが、仏坐像と脇侍菩薩立像で構成されていたと考えるの

が自然であろう。

東方薬師浄土変、薬師一軀、脇侍菩薩二軀、羅漢二軀（阿難、舎利弗像）、神王八軀。

南方釈迦佛浄土変、釋迦佛像一軀、脇仕（侍）菩薩二軀、羅漢像六軀、浄飯王像一軀（従者八口）、摩耶夫人形一軀（従女七人）、八部神像、神王像二口、金剛力士形二軀（金剛力士各一口）、國王形三人（二口）、蝦夷形一人（毛人波羅門人形一人）、獅子形二頭。

西方阿彌陀浄土変、彌陀佛像一軀、脇侍菩薩等廿二（脇侍二菩薩、仏像二軀、音樂菩薩八軀、持化佛菩薩像二軀、花座菩薩八軀云々）、

北方彌勒浄土変、彌勒像一軀、菩薩六口（脇侍菩薩像二軀、囲繞菩薩四軀云々）、羅漢像四口、天人形十二人（樂天形十人、合掌天二口、牢度跋提神形一人、持花神王形二口）、

（23）　註1の毛利久前掲論文（同前掲書六九頁）。

（24）　註10の前掲『公刊 美術史料』寺院篇上巻（五五頁）。

（25）　註10の前掲『公刊 美術史料』寺院篇上巻（二五頁）。

（26）　すなわち、東塔は「三月三日建立」、西塔は「潤三月廿三日建（ママ）」と記す（筒井英俊校訂『東大寺要録』国書刊行会、一九八二年第三刷、一〇四頁）。ただし「潤三月」は前年にしかないので、西塔にとどまらず東塔についても「天平勝宝五年」とすることには検討の余地があろう。

（27）　「搆上東塔露盤事」（註26の前掲書二六三頁）。

（28）　足立康「東大寺東塔の落成年代」『仏教美術』一九号、一九三三年。註6の太田博太郎前掲書一九七頁（初出は同「東大寺の歴史」『奈良六大寺大観 第九巻 東大寺一』岩波書店、一九七〇年、一〇頁下段）。

（29）　『大日本古文書』編年文書三（二四四～二五五頁）。『類聚三代格』巻三（『新訂増補 国史大系』二五巻、一〇七～一〇八頁）。

（30）　川村知行『東大寺Ⅰ 古代（日本の古寺美術6）』保育社、一九八六年（九四～九五頁）。

（31）　註26の前掲書一〇四頁。

（32）　註30の川村知行前掲書（九四～九五頁）。

（33）　川勝政太郎「奈良時代四方佛石の一遺例」『大和文華』三〇号、大和文華館、一九五九年（のち『史迹と美術』六一〇号、一九九〇年に転載）。同論文に拠ると原所在地は京都市伏見区竹田内畑町の竹田小学校から南東方にあった旧家長谷川氏の所有する畑に仮安置されていたという。

（34）　以下の記述は、京都国立博物館での「竹田四方仏石」の熟覧時の知見にもとづく（二〇二五年一〇月三一日実施）。

（35）　註8の沢村仁前掲論文（同前掲書一二頁）。

（36）　『新訂増補 国史大系』巻十二（六〇頁）。

（37）　宝亀十一年（七八〇）撰上の『西大寺資財流記帳』（『奈良六大寺大観 一四巻 西大寺全』岩波書店、一九七三年、一二七頁）に拠る。

（38）註8の沢村仁前掲論文（同前掲書一二頁）。

（39）なお、『上宮太子拾遺記』第四には文治年中（一一八五～九〇）再建の橘寺三重塔安置の「四方四仏」について、嘉禎年中（一二三五～三八）に豊浦寺塔（塔自体の創建は7世紀初め頃と考えられる）から移されたとする（『大日本仏教全書』112、三五七頁上段～下段）。この「四方四仏」が豊浦寺塔の創建と同時期とみなし得るかについて、註1の毛利久前掲論文（前掲書六九頁）では「詳らかでない」と判断を保留された。ひとまず論者もこの見解に従っておきたい。ちなみに、冨島義之氏は塔本における四方浄土変由来の四方四仏が各方三尊もしくは一尊であらわされることについて、平安時代に降るとの認識を示されている（同『平安時代寺院建築における密教空間の形態とその変遷に関する研究』（博士学位申請論文、一九九八年、三〇頁下段～三三頁上段）。

（40）町田甲一解説「四仏坐像」（註37の前掲書二五～三〇頁）。

（41）本間紀男『X線による木心乾漆像の研究』美術出版社、一九八七年。このほか本論を構築してゆくに当たり、研究史をまとめた小林裕子「塔本四仏」（『西大寺 ― 美術史研究のあゆみ』大橋一章・松原智美編、里文出版、二〇一八年、七三～九二頁）から多くの情報を得た。

（42）註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二八頁上段）、註41の本間紀男前掲書（一七七頁）によると、宝生とされる像では当初の乾漆製の螺髪が十個程度、残存している由である。

（43）註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二八頁上段）。

（44）註41の本間紀男前掲書 別冊（二〇〇～二〇九頁）。

（45）註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二八頁上段）。

（46）註41の本間紀男前掲書 別冊（一六六～一七五頁）。

（47）註41の本間紀男前掲書 別冊（一七八～一八四頁）

（48）註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二七頁下段）では右手首から先と左手の各指先を後補とみている。

（49）註41の本間紀男前掲書 別冊（一八八～一九七頁）。

（50）註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二七頁下段）では「左手は後補、右手も第一指を除いて他指は後補」とみている。

（51）註41の本間紀男前掲書（一六一、一六八、一七一、一七五頁）では檜材もしくは榧材とみているが、書き振りから後者を有力視しているようである。

（52）註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二七頁下段）。

（53）註41の本間紀男前掲書 別冊（一六六～一七五頁、一八八～一九七頁、二〇〇～二〇九頁）。なお、本間氏は阿閦・釈迦とされる像の底板が嵌め込み式となるのに対して、宝生とされる像のそれは打ち付けの仕様になっていることを明らかにされている（同書一七六頁）。

（54）註41の本間紀男前掲書 別冊（一六六～一六九頁、一七二～一七三頁）。

【表2】東大寺戒壇堂四天王像　法量一覧（単位はcm）

	持国天	増長天	広目天	多聞天	最大値と最小値の差
全　高	175.6	178.5	188.9	176.5	13.3
像　高	160.5	162.2	169.9	164.5	9.4
髪際高	兜際 144.3	144.8	152.4	146.1	8.1
頂―顎	31.4	35.7	34.7	35.4	4.3
面　長	兜際 15.2	18.3	17.2	17.0	3.1
面　幅	兜際 15.4	15.0	14.5	16.1	1.6
面　奥	22.5	22.4	21.3	21.1	1.4
耳　張	兜張 28.3	21.2	21.1	21.3	7.2
胸　奥	25.8	24.3	25.3	24.6	1.5
胸　幅	33.4	32.7	33.1	34.2	1.5
腹　奥	21.9	22.5	21.4	21.9	1.1
腹　幅	22.8	22.6	22.0	23.0	1.0

（55）　註41の本間紀男前掲書 別冊（三五〇～三五七頁）。

（56）　註41の本間紀男前掲書 別冊（一七二、一八二、一九二、二〇四頁）。ただし、それぞれで体軀に充填された乾漆の厚みは異なる。

（57）　註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書三〇頁上段～下段）。

（58）　註41の本間紀男前掲書註（一七八～一七九頁）。

（59）　東大寺戒壇堂四天王像の法量は田邉三郎助解説「四天王立像 戒壇堂所在」『奈良六大寺大観 十巻 東大寺二』岩波書店、一九六八年（四八頁上段）に提示された数値に拠った。参考までに西大寺四仏像と比較対象になり得るそれぞれの数値を列記してみると表2の通り（なお、髪際高のみは算出とした）。

（60）　「西大寺の歴史と仏像」（『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』奈良県教育委員会・奈良国立文化財研究所編、西大寺、一九九〇年、三頁）。ここで『続日本紀』に拠って、八角七重塔から四角五重塔への規模変更後の東西両塔の造営（後述）が確認できる宝亀三年以降の造西大寺司の任免について書き出してみると以下の通り。

宝亀三年（七七二）　一一月一日　従五位上 粟田朝臣公足、員外次官に任命。

同　四年（七七三）　五月一九日　従四位下 津連秋主　次官に任命。

同　九年（七七八）　二月二三日　従五位下 文室真人真老　次官に任命。

同　年（七七八）　八月二〇日　従五位上 桑原公床　次官に任命。

(61)　現状、釈迦とされる像のみ反花が二段、丸框一段となっている。残りの三軀のそれは反花一段。丸框二段となっている。ただしいずれも後補である。

(62)　註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二八頁上段）。

(63)　二〇〇〇年以降の展覧会図録、美術全集類において、西大寺四仏像の造立年代を奈良時代（八世紀後半）との認識を示したものを列記してみると以下の通りである。清水眞澄「塔本四仏像」『奈良の古寺と仏像―會津八一のうたにのせて―』日本経済新聞社、二〇一〇年（二五四頁）。浅井和春「奈良時代の仏像―歴史や教学との関連をめぐって」『奈良時代Ⅱ東大寺・正倉院と興福寺（日本美術全集3）』小学館、二〇一三年（一八六頁）。佐々木守俊解説「四仏坐像」『同』二三九頁。米屋優「塔本四仏坐像」『創建1250年記念 奈良西大寺展 叡尊と一門の名宝』日本経済新聞社、二〇一七年（二〇四～二〇五頁）。

(64)　『西大寺叡尊伝記史料集成（奈良国立文化財研究所史料 第二冊）』一九五六年（五三頁）。

(65)　註40の町田甲一前掲解説（註37の前掲書二六頁上段）。

(66)　太田博太郎「西大寺の歴史」（註37の前掲書九～二〇頁。のち註7の太田博太郎前掲書二五九～二八六頁に改稿し「西大寺」と改題のうえ収録）。

(67)　註64の前掲書一三～一四、三七頁。

(68)　註64の前掲書二六頁・二九～三〇頁。藤井恵介「中世西大寺の建築と伽藍」『西大寺古絵図の世界』佐藤信編、東京大学出版会、二〇〇五年（二九四頁）。

(69)　この「寶塔院」の呼称は、叡尊の西大寺入寺以前からそのように呼ばれていたことが、『感身学正記』文暦元年（一二三四）条の記事から窺える（註64の前掲書八頁）。このほか、東京大学文学部蔵「西大寺往古敷地図」においても「寶塔院」と表記されている（挿図8参照）。

(70)　『感心学正記』寛元二年（一二四四）条には、剃髪受戒が「於寶塔庭」で行われたことが記されている（註64の前掲書二〇頁）。

(71)　原文は「範圓法印 建保六年戊寅十二月六日、西大寺塔供養千僧、専寺十五人、導師興福寺別當雅縁僧正、呪願権別當範圓僧正」と記される（『大日本史料』第四編之一四、八六八頁）。

(72)　『大日本仏教全書』124、二一頁。

(73)　『増補 史料大成 中右記 第五』五八頁上段。

(74)　『三会定一記』大治五年（一一三〇）条「講師済圓興福寺法相宗（中略）保延四 十二 廿九、依造立西大寺四王堂功、賞超上四人、任権律師」（『大日本仏教全書』123、三一四頁上段）、『僧綱補任』保延四年の条「権律師済圓十二月廿九日任、西大寺良堂修造功（以下略）」（『同』123、二七二頁下段。なお、文中の「良堂」は「食堂」の誤写であろう）。

(75)　註10の前掲『公刊 美術史料』寺院篇上巻（四六頁）。

(76)　『西大寺資財流記帳』では「塔二基五重、各十五丈」の表記にとど

まり、「塔院」もしくは「宝塔院」ということが明記されてはいないが、註66の太田博太郎前掲論文の伽藍復原図（註7の太田博太郎前掲書二六六頁、註37の前掲書一三頁）には東西塔の区域に「塔院」を明記している。

（77）『新訂増補 国史大系』巻二（三七四頁）。

（78）太田博太郎氏は西塔址から寛政六年（一七九四）に「神功開宝」等の古銭が発見されていることに着目し、これが鎮壇に供されたものであるならば神護景雲元年九月に「神功開宝」が鋳造されていたことから、西塔の着工について、それ以後の神護景雲初年の可能性を示されている（註7の太田博太郎前掲書二六三頁、註37の前掲書一〇頁下段）。とすれば東塔も同じ頃ということになるであろう。

（79）なお、『延暦僧録』の選者・思託そのひとの自伝のなかに「景雲年、勅西大寺造八角塔様」とあり（『新訂増補 国史大系』三一巻、八〇頁）、称徳天皇の勅に拠る要請は東西双塔をなすはずであった八角七重塔にかかわるとする指摘があるが、論者は称徳天皇の御願仏であった銅造四天王像を安置する四王堂の堂内中央に安置した八角五重塔のことであった可能性について指摘している。津田徹英「西大寺創建期の密教造像とその意義―道鏡の伽藍構想と『陀羅尼集経』―」『パラゴーネ』一一号、青山学院大学比較芸術学会、二〇二四年。

（80）『続日本紀』神護景雲四年八月丙午（一七日）条（『新訂増補 国史大系』巻二、三八〇頁）。

（81）註79の津田徹英前掲論文。

（82）『続日本紀』神護景雲四年八月庚戌（二十一日）条（『新訂増補 国史大系』巻二、三八〇頁）。

（83）出雲路修校注『日本霊異記』（新日本古典文学大系30）』岩波書店、一九九六年（一八三～一八四頁）。

（84）註7の太田博太郎前掲書二六三～二六四頁（註37の前掲書一〇頁下段）。

（85）近藤有宣『西大寺の創建と称徳天皇』勉誠出版、二〇一三年（二〇一頁）。

（86）大岡実・浅野清「西大寺東西塔」『日本建築学会論文報告集』五四号、一九五六年。浅野清「西大寺東西両塔跡の発掘」『佛教藝術』六二号、毎日新聞社、一九六六年。

（87）『新訂増補 国史大系』二巻（四〇四、四二九頁）。

（88）註37の前掲書一二七頁下。

（89）『新訂増補 国史大系』一〇巻（三七三頁）。なお、読点は論者が恣意に付した。ちなみに『類聚国史』においても同一の表記となっている（『新訂増補 国史大系』六巻（一七九頁）。

（90）『大日本仏教全書』123（二九〇頁下段）。

（91）註7の太田博太郎前掲書二八二頁の註22（註37の前掲書一八～一九頁の註25）。

（92）『七大寺日記』ならびに『七大寺巡礼私記』の西大寺の条に

は金堂の倒壊と破損した弥勒浄土にかかわる尊像の食堂安置に言及があることを思えば（註9の『公刊 美術史料』寺院篇上巻二六頁、四五頁）、本文中で述べた承和十三年（八四六）十二月の金堂焼失と安置されていた「仏像一時與煨燼共盡」は、薬師金堂にかかわるとみることが出来るかもしれない。

(93)『新訂増補 国史大系』一一巻（二八頁）。

(94)『新訂増補 国史大系』一二巻（二〇一頁）。

(95)『新訂増補 国史大系』一一巻（八七頁）。

(96)『大日本史料』第二編之六（八三〇頁）。『史料大成 小右記 一』（二二一頁）。

(97)『大日本仏教全書』123（四九頁下）。

(98)『興正菩薩御教誡聴聞集』には叡尊が伝聞というかたちで「即某渡当寺（津田註＝西大寺）、今ハ及五十年候、即四天王ハ、ウツキ原ニテ高野笠ウチキセマイラセテ候シヲ、薬師寺ノ威精（ママ）已講ノ別当ニ成タル時、形ノゴトク堂ヲ立シヨリ以来、次第ニ繁昌シ候」と記されている（『鎌倉旧仏教（日本思想大系15）』岩波書店、一九七一年、二一九頁）。註7の太田博太郎前掲書二七一頁（註37の前掲書一五頁上）。

(99)『新指定重要文化財図説 昭和五一年度』（文化庁、一九七九年）解説（八九頁）。田中稔「西大寺寺中曼荼羅図」（註37の前掲書一一九～一二〇頁）。註68の藤井恵介前掲論文（同前掲書三〇二頁）。

(100) 註60の前掲報告書図版76、註68の前掲書口絵の原色図版8、および二九九頁。

(101) 註60の前掲報告書図版75。

(102) 註60の前掲報告書七〇・七一頁、図版42（119、120、121、128）。このうち、磚仏一点は一九五六年に浅野清氏らの西塔跡の発掘調査で発見されたものであるという。塑像の台座残欠は上述の一九五六年の調査で一点が出土し、一九八九年度の調査では二点が出土したとする。なお、一九八九年度出土の台座残欠については二次的に火を受けた可能性が高いことが指摘されている（同頁）。

(103) 西大寺四仏像について、残存したものを四軀寄せ集めたとする見解に立つ先行研究には以下の論考がある。ただし、いずれの論考も東西両塔ともに四仏を安置したということが立論の前提となっているようであるが、この前提自体が適切かどうかである。足立康「西大寺四仏坐像」『日本彫刻史の研究』（竜吟社、一九四四年。金森遵「西大寺四仏像について」『日本彫刻史の研究』河原書店、一九四九年。久野健「Xレイによる彫刻の調査 — 光学的方法による古美術品の研究 —」『美術研究』一六三号、一九五一年。佐藤昭夫「西大寺四仏坐像」『MUSEUM』三七号、東京国立博物館、一九五四年。註41の本間紀男前掲書（一七八～一七九頁、一八四～一八七頁）。

(104) 註63の清水眞澄前掲解説。佐々木守俊前掲解説。

(105)『続日本紀』神護景雲三年四月二十三日条（『新訂増補 国史大系』二巻、三六三頁）。

(106) 註7の太田博太郎前掲書二六二頁（註37の前掲書一〇頁上段）。

(107) 註79の津田徹英前掲論文。

(108) 註79の津田徹英前掲論文。

(109) すなわち「是灌頂章句、必定吉祥眞實不虛、等行衆生、及中善根、應當受持讀誦通利、七日七夜受持八戒、朝暮淨心、香華供養十方諸佛～至心護念、隨心所求、令得成就、並當至心禮如是等諸佛世尊」（『大正新脩大蔵経』18―八七五c）。

(110)『大正新脩大蔵経』18―八七六a。

(111)『大正新脩大蔵経』18―八〇〇c。

(112)『大日本古文書』編年文書四（四〇八～四〇九頁）。この文書は造仏司主典の任にあった六位下志斐連麻呂と造寺司主典の正八位上安都宿祢雄足の二人を専當（管理官）として「造東大寺司」の管轄下で造仏が行われたことについて、天平宝字四年（七六〇）二月二十五日付で長官坂上忌寸が報告したものである。

(113) 足立康「東大寺四方五佛像」（註103の前掲 同『日本彫刻史の研究』二一三～二一四頁）。

(114)『大正新脩大蔵経』16―三四五c。

(115) なお、改めて『金光明最勝王経』拠ってみると、四方四仏の尊名の相異は北方の「天鼓音」に留まるものではなく、東方を「不動」、南方を「宝幢」と説く箇所もある（『大正新脩大蔵経』16―四〇四a・c、四二三c、四三九b）。

(116)『大正新脩大蔵経』16―四二三c。

(117)『大正新脩大蔵経』16―三四五b、『同』18―八七五c～八七六a。

(118) 全四巻からなる『金光明経』の漢訳は五世紀第一四半期とされており（『仏書解説大辞典』第三巻、四二三頁）、一方、全十二巻からなる『陀羅尼集経』の漢訳は永徽四年（六五三）から同五年にかけてのことであったことが知られる（智昇撰『続古今訳経図記』〈『大正新脩大蔵経』55―三六八a〉）。

(119) なお、密教像において右脚上の「吉祥坐」が定着するのは、そのことを説いた『守護国界主陀羅尼経』、『無量寿如来観行供養儀軌（無量寿如来念誦儀軌）』、『金剛頂経一字頂輪王瑜伽一切時處念誦成仏儀軌』の漢訳（『大唐貞元続開元釈教録』の記載にしたがうといずれも八世紀第四四半期とみられる）と空海による請来を俟たなくてはならないであろう。

(120) ちなみに、図像的に合致する四仏の遺例は、同時代（八世紀）の中国あるいは韓半島には求め難い。やはり独自の構想のもとでの四仏の図像選択がなされていたということであろう。中国ならびに韓半島の遺例については、註1の毛利久前掲論文、水野さや「統一新羅の石塔の浮彫尊像―四仏を中心に―」『ア

ジア仏教美術論集 東アジアⅥ 朝鮮半島』井出誠之輔・朴亨國編、中央公論美術出版、二〇一八年（一八一～二〇六頁）を参照した。

(121)『陀羅尼集経』の構想が塔院（宝塔院）に及んでいたとするならば、それは東塔に限定されるものではなく西塔にも及んでいたと考えるのが自然であろう。西塔の出土遺物（磚仏一点、塑造仏像の蓮華座残片三点）を視野に入れると、それらのもつ情報量は少ないものの、やはり四方ともに塑像による群像を構成していたようである。そのことを勘案すると憶測の域を出ないが、西塔には『陀羅尼集経』巻一二に説かれる「都会道場法壇」の東西南北に配される諸尊（『大正新脩第蔵経』18―八八八b）の安置を想定してみるのも一案かも知れない。

〔付記〕竹田四方仏石（四方三尊石仏）の熟覧に際しては、所蔵先の京都国立博物館学芸部考古室長 石田由紀子氏のご高配を得た。ここに記して謝意を表したい。

【挿図出典】（挿図中において出典を明記したものを除く）

挿図1　図録『創建一二五〇年記念 奈良西大寺展 叡尊と一門の名宝』日本経済新聞社、二〇一七年

挿図2　小野勝年『石造美術（日本の美術四五）』至文堂、一九七〇年

挿図3―(1)　奈良国立博物館収蔵品データベース

挿図3―(2)　久野健編『仏像集成3 日本の仏像〈京都〉』学生社、一九八六年

挿図4　本間紀男『X線に拠る木芯乾漆像の研究』美術出版社、一九八七年

挿図5、6―(1)、12『奈良六大寺大観 第十四巻 西大寺 全』岩波書店、一九七三年

挿図6―(2)『日本美術全集第4巻 東大寺と平城京 奈良の建築・彫刻』講談社、一九九〇年

挿図7　手持ちの紙焼き画像を使用

挿図8、9　佐藤信編『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会、二〇〇五年

挿図10　国立公文書館よりの提供